

13. 北里大学理学部における試験及び成績評価に関する規程

北里大学理学部における試験及び成績評価に関する規程

(総則)

第1条 学則に基づき、理学部における試験及び成績評価（以下「評価」という。）に関し、この規程を定める。

(単位認定)

第2条 理学部が開講する授業科目の単位は、単位認定者が試験及びその他の適切な方法により学修の成果を総合的に評価して認定する。

(試験の種類及び方法)

第3条 単位を認定するための試験の種類は、定期試験（以下「本試験」という。）、追試験及び再試験であることを原則とする。

2 試験方法は、筆記、レポート及びその他の方法により実施する。

(成績評価)

第4条 評価は、優、良、可及び不可の4種をもって表し、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

なお、点数に基づく評価の適用は、100点から80点を優、79点から70点を良、69点から60点を可及び59点以下を不可として表示する。

2 前条第1項に定める各試験に基づく評価は、次のとおりとする。

(1) 本試験及び追試験に基づく評価は、別に定める各科目の評価基準に従うものとし、最高点を100点と定める。

(2) 再試験に基づく評価は、別に定める各科目の評価基準に従うものとし、最高点を70点と定める。

(本試験)

第5条 本試験は、通年科目にあっては後期末、半期科目にあっては開講期に応じ前期末及び後期末の授業内で実施、又は試験期間を設けて実施することを原則とする。

ただし、通年科目のうち一部の科目については、前期及び後期の2回試験を実施することがある。その場合、前期及び後期の試験に基づく評価をもって総合的に評価をする。

2 本試験に係る受験資格、受験者の遵守事項及びその他の実施事項は別に定める。

(追試験及び再試験)

第6条 追試験及び再試験は、原則として追試験及び再試験期間を設けて実施する。

2 追試験は、本試験を正当と認められる事由により受験できなかった者に対し実施する。

3 再試験は、本試験の不合格者及び本試験欠席者のうち、追試験受験資格の無い者に対し実施する。

ただし、一部の科目については再試験を実施しない場合がある。

なお、追試験に基づく評価が不可の者についての再試験は実施しない。

4 追試験及び再試験に係る受験資格及びその他の実施事項は別に定める。

(合格科目の再試験)

第7条 合格と判定された授業科目についての再試験は実施しない。

(追試験及び再試験未受験の取扱い)

第8条 追試験及び再試験を正当と認められる事由により、受験できなかった者に改めて当該試験を実施（以下「再受験」という。）することがある。

2 再受験の実施に係る事項については、別に定める。

(単位認定に基づく卒業及び落判定)

第9条 理学部進級基準第2条により、各授業科目の可否の結果に基づき、理学部教授会において卒業及び及落の判定を行う。

(補足)

第10条 この規程に定めるもののほか、その他の必要な事項については、別に定める細則による。

2 一般教育部が開講する1群科目については、原則として一般教育部試験細則を適用する。

(規程の改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、理学部教授会の議を経て行う。

14. 北里大学理学部における試験及び成績評価に関する細則

北里大学理学部における試験及び成績評価に関する細則

(総則)

第 1 条 北里大学理学部における試験及び成績評価に関する規程（以下「規程」という。）に基づき、次のとおり細則を定める。

(試験の区分及び実施時期)

第 2 条 規程第 3 条に規定する試験は、原則として次の区分により実施する。

試験区分	実 施 時 期	
前期本試験	7 月下旬	最終授業内又は理学部暦に定める試験期間で実施
後期本試験	12 月下旬及び 1 月上旬	
前期追・再試験	8 月下旬	理学部暦に定める試験期間で実施
後期追・再試験	2 月上旬	

(受験資格)

第 3 条 規程第 5 条及び第 6 条に規定する本試験、追試験及び再試験の受験資格については、次のとおりとする。

(1) 本試験は、次の要件を満たしていることとする。

ア 履修登録科目であること。

イ 原則として実授業時間数の 3 分の 2 以上出席していること。

ウ 受験不許可の通達を受けていないこと。

(2) 追試験及び再試験の受験資格は、前号に規定することのほか、規程第 6 条第 2 項及び第 3 項に該当する者とする。

(追試験受験の正当な事由)

第 4 条 規程第 6 条第 2 項に規定する正当と認められる事由とは、原則として次の各号に掲げる事項とし、定められた書類を必ず添付しなければならない。

(1) 自己の病気又は怪我（医師の診断書）

(2) 電車、バス等の公共交通機関の事故等による 20 分を超える遅延（遅延証明書）

(3) 三親等内の親族の死亡の場合（死亡が確認できる書類等）

2 前項各号に該当しない者は、正当な事由があると認められず、再試験受験の対象者とする。

(追試験受験許可)

第 5 条 追試験の受験を願い出る者は、本試験期間終了後 3 日以内に、試験欠席届【追試験願】及び前条第 1 項に規定する書類を添え、チューターの承認を得た後に理学部事務室（以下「事務室」という。）に提出しなければならない。

なお、この期間内に願い出ない者の試験欠席届【追試験願】は、原則として受理しない。

2 前項における書類を提出した者の追試験の受験許可は、理学部長の決裁を経た後、掲示をもって告示する。

(申込手続)

第 6 条 追試験受験許可者及び再試験受験対象者は、指定期間内に所定用紙に記入及び受験料分の証紙を購入の上、事務室にて当該試験の申込手続をしなければならない。

2 前項に規定する指定期間は、事務室にて設定し、掲示により事前周知する。

なお、この期間内に手続をしない者の追試験及び再試験の受験は原則として許可しない。

3 第 1 項に規定する受験料は、1 科目 2,000 円とする。

なお、受験しなかった科目の受験料は返金しない。

(再受験)

第7条 規程第8条に規定する再受験の実施は、次のとおりとする。

- (1) 受験許可及び申込手続については、本細則第5条及び第6条の定めるところに準ずる。
 - (2) 受験料については、徴収しない。
 - (3) 評価については、規程第4条第2項を適用する。
 - (4) 再受験の実施日、実施方法等については、単位認定者の判断によるものとし、前期科目については9月末日までに、後期科目については追・再試験期間終了後1週間以内に実施しなければならない。
- 2 再受験は、前項第4号に規定する期間内に、予め日時を定めて1科目につき1回のみ実施する。ただし、所定の試験日に受験しなかった場合は、当該科目の評価を不可とする。

(受験者の遵守事項)

第8条 理学部で実施する規程第3条に定める試験の受験者は、次の事項を遵守しなければならない。

なお、受験者は次の事項に限らず、監督者の指示に従わなければならない。

- (1) 定刻前に定められた試験室に入場すること。
 - (2) 所定の席順(原則として学籍番号順)に着席すること。
 - (3) 所持品は、監督者が指示する場所に置くこと。
 - (4) 学生証は、机上の見やすいところに置くこと。
- なお、学生証を忘れた者は本細則第9条に基づき、受験許可証交付の手続を済ませること。
- (5) 答案用紙に学年、学科、学籍番号、氏名等必要事項を必ず記入すること。
 - (6) 試験出欠表に必要事項を記入すること。
 - (7) 教科書、参考書、ノート等の持込物の使用は監督者の指示に従うこと。
 - (8) 答案作成のために特に認められたもの以外の機器及び文具類は机上に置かないこと。
 - (9) 携帯電話は電源を切りカバン等の中に入すること。
 - (10) 私語、不正行為及び同行為の疑いを受けるような行為をしないこと。

なお、同行為を発見した場合には、本細則第10条に基づき処分する。

- (11) 試験開始後20分以降の入室及び20分以内の退室は認めない。

(受験許可証)

第9条 学生証を忘れた者及び紛失による再発行手続中の者の取扱いは次のとおりとする。

- 2 学生証を忘れた者には、理学部事務室にて白色の受験許可証を交付する。
- なお、手続に係る発行手数料は、500円とし、当該試験日限り有効とする。
- 3 学生証再発行手続中の者には、理学部事務室にてピンク色の受験許可証を交付する。
- なお、手続に係る発行手数料は、無料とし、当該試験期間有効とする。
- 4 第2項、第3項に規定する受験許可証には、学籍登録票の写しを添付しなければならない。
- なお、学籍登録票の写しは、手続の際に事務室にて作成する。
- 5 第2項、第3項に規定する受験許可証及び学籍登録票の写しは、当該試験日及び試験期間終了後に事務室に返却しなければならない。

(不正行為)

第10条 不正行為をした者は、本細則第2条に規定する当該試験区分の受験を停止するとともに、当該試験区分におけるすべての試験の評価を不可とする。

なお、当該学生の処分については、事情聴取を行った上で、教授会の議を経て決定する。

(試験実施に係る委員会)

第11条 すべての試験実施に係る試験業務については、主務委員会となる教育委員会がこれを司り、教育委員長はそれを総括する。

- 2 試験中における受験生の不正行為等発生時の事情聴取等については、学生指導委員会がこれを司り、学生指導委員長はそれを総括する。

(可否の発表)

第12条 各授業科目の可否の発表は、合格者の学籍番号を随時掲示する。

ただし、追試験及び再試験受験に基づく可否に限り、当該試験期間最終日の最終時限開始時刻以降か

ら随時掲示する。

なお、再受験に基づく合否については、再受験終了後随時掲示する。

(不合格理由の確認)

第 13 条 不合格とされた受験者は、所定の合否確認申込書を提出し、教育委員長及び学部長が認めた場合は、学部長からの合否確認通知書を受けることができる。

(成績通知)

第 14 条 成績の通知については、次のとおりとする。

2 前期については、前期本試験及び通年科目の前期分の試験結果に基づく評価を含む、累積の成績通知書を、追再試験実施前に原則として全学生の保証人宛に通知する。

3 後期については、後期追再試験終了をもって最終の評価とし、原則として全学生の保証人宛に累積の成績通知書により通知する。

4 本人への成績の配付方法及び時期については次による。

(1) 前期の成績は、後期開始後掲示により配付時期を明示し、チューターより配付する。

(2) 後期の成績は、翌年度開始後掲示により配付時期を明示し、チューターより配付する。

(本細則の改廃)

第 15 条 この細則の改廃は、教育委員会及び運営委員会の議を経て教授会において決定する。